

富山県設計業務等成績評定要領

農 整 第 7 3 4 号
建 技 第 5 0 2 号
令和3年3月24日通知

(目的)

第1条 この要領は、富山県農林水産部及び土木部の所掌する建設工事に係る測量、調査、設計業務等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ確かな評定を行うことにより、もって建設コンサルタント等の選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定対象は、1件の契約額が200万円以上の委託業務について行うものとする。ただし、部長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができるものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 調査職員（以下「第一次評定者」という。）
- (2) 調査職員を指導する者（担当班長等、事業主管課で監督する業務にあつては担当係長）（以下「第二次評定者」という。）
- (3) 検査員（以下「第三次評定者」という。）

(評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごと評定者ごとに独立して的確かつ公平に行うものとする。ただし、一つの委託業務に第三次評定者が2人以上ある場合においては、それらの者が協議のうえ、評定を行うものとする。

2 評定は、検査の結果、修補があつた場合でも当該修補が行われる前の状況で行うものとする。

3 各業務種別及び各評定者における評定は、別紙考査基準並びに採点表等に従い評定を行うものとする

4 評定の結果は、別記様式第1号「設計業務等成績評定表」に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 評定の時期は、第一次評定者及び第二次評定者にあつては委託業務の完了のときとし、第三次評定者にあつては完了検査のときとする。

(評定結果の報告)

第6条 評定者は、完了検査後、評定結果を遅滞なく検査命令者に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 検査命令者は、検査結果通知書の送付に併せ、評定結果を「富山県設計業務等成績通知要領」により、受注者に通知するものとする。この場合において、検査命令者が事業主管課長の場合は、出先機関の長及び土木センター土木事務所にその写しを送付するものとする。

(評定結果の保管)

第8条 評定結果に係る資料は、事業主管課長又は出先機関の長及び土木センター土木事務所長（以下「事業主管課長等」という。）で保管するものとする。

(評定の修正)

第9条 事業主管課長等は、第7条の規定により通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 事業主管課長等は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(修正後の評定)

第10条 前条第1項の規定による評定の修正は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

附則

- 1 この要領は、平成18年4月1日以降の契約に係るものから施行する。
- 2 平成18年度から試行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。